

議第31号

京都市美術館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「掲げる」の右に「額の範囲内において別に定める」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を徴収しない。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する児童
- (2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
- (3) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）若しくは高等専門学校に在学し、若しくは在校する生徒
- (4) 本市の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

別表第1 備考以外の部分中

200 ^円	140 ^円
100	60

を

500 ^円	400 ^円
300	200

に改め、同表備考3及び4を削る。

別表第2 本館の項中

14,000 ^円
7,200
7,200
3,600
3,600
14,000
21,000
4,000
21,000

を

21,000 ^円
10,800
10,800
5,400
5,400
21,000
31,500
6,000
31,500

に改め、同表別館の項中

8,000
9,000

を

12,000
13,500

に改め、同項の次に次の1項を加える。

駐 車 場 (1 台 に つ き)	1,300
---------------------	-------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成22年3月31日までの間の使用の許可の申請に係る使用料に関するこの条例による改正後の京都市美術館条例別表第2の規定の適用

については、同表本館の項中

	21,000	円
	10,800	
	10,800	
	5,400	
	5,400	
	21,000	
	31,500	
	6,000	
	31,500	

とあるのは

17,500	円
9,000	
9,000	
4,500	
4,500	
17,500	
26,250	
5,000	
26,250	

と, 同表別館の項中

12,000
13,500

とあ

るのは

10,000
11,250

とする。

提案理由

観覧料及び使用料の適正化を図る必要があるので提案する。